

理 由 書

姫路市の公共下水道は、昭和 13 年に都市計画事業として着手し、昭和 47 年には新都市計画法の施行（昭和 44 年）に伴い全市街化区域を下水道区域として定め、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全及び浸水の防除に努めてきた。

高速凝集沈殿池は姫路市の下水道施設として、昭和 44 年 3 月 31 日（建設省告示第 1070 号）に都市計画決定された。

今回の変更は、当該施設の機能が中部終末処理場へ移行したことや、周辺の土地利用計画が明らかになったため、計画の廃止を行うものである。

